

資源物の無断持ち去りは禁止です



こども会や自治会の活動を守ります

集団回収活動により得られる資金は、団体本来の活動を充実させるための大切なものです。無断持ち去り行為は、これら大切な資金を奪う悪質な行為といえます。市では、条例により、みなさんの集団回収活動を守ります。

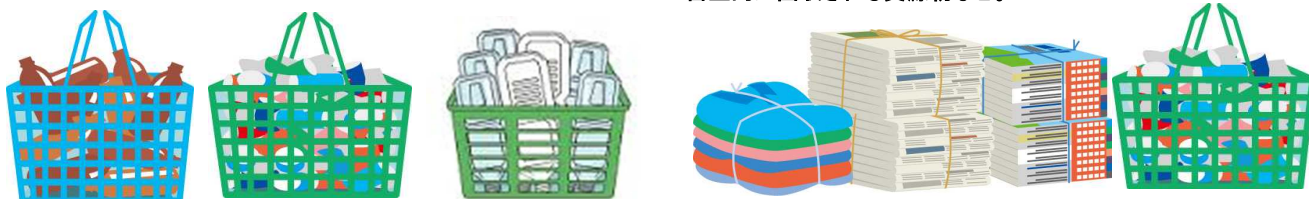
無断持ち去りは10万円以下の罰金になることも

資源物の無断持ち去り行為を行った者に対して、市がまずは指導や禁止命令を行います。それでも禁止命令にも従わない場合には、警察に告発し、裁判により有罪となった場合、10万円以下の罰金となります。

「無断持ち去りが禁止される資源物」ってどんなものがあるの？

かご型容器で排出された空きかん・空きびん。ペットボトル。

集団回収として排出された古紙・古布など。自主的に回収される資源物など。



排出した資源物は、すべて市のものになるの？

いいえ、そんなことはありません。自主的に集団回収を行っているこども会や自治会に出したものは、団体の活動資金として活用してください。市内には、団体の活動資金を確保するため、自主的に空きかんの集団回収をしているこども会や自治会があります。市では、これらの団体の活動が活発となるよう、集団回収活動をこれからも保護・応援していきます。



無断持ち去りが禁止となる排出方法

空きかん・空きびん・ペットボトルの場合

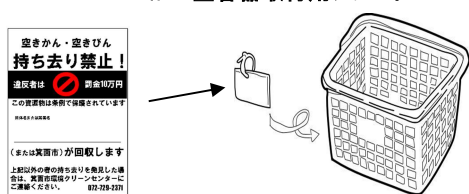
市や市の委託業者に出す場合

- ① 共同住宅などの集積設備に排出する場合は、「無断持ち去り禁止」を示す看板(市で用意しています)を集積設備に掲示してかご型容器などで排出する。
- ② 1.以外の場所にかご型容器で排出する場合は、容器に「無断持ち去り禁止」を示すプレート(市で用意)を掲示して排出する。
- ③ 上記の1.、2.いずれの場合も、定められた日時、場所に排出する。

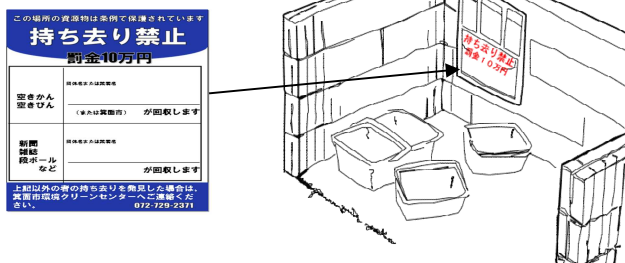
地域の集団回収で集める古紙・古布の場合

- ① 集団回収日に集団回収品の集積場所の明示がある場所に古紙・古布を排出する。
- ② 集団回収日に排出する古紙・古布に排出先である集団回収団体名、無断持ち去り禁止であることなどを明示して排出する。

かご型容器取付用プレート

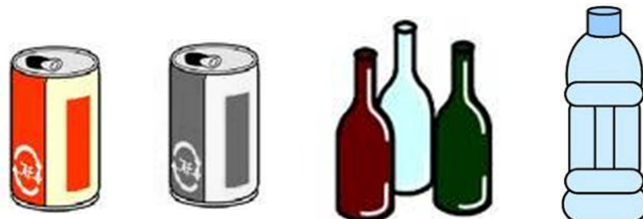


ごみ集積場所取付用看板



自主活動の集団回収に出す場合

- ① 集団回収日に集団回収品の集積場所であることが明示されている場所に設置された容器に排出する。



- ② 排出容器に排出先である集団回収団体名、無断持ち去り禁止であることなどを明示して排出する。

上記の排出方法以外の方法で出された空きかんなどの資源ごみは、無断持ち去り禁止の対象とはなりません。